



筑波大学における プログラム等と 成果有体物の取扱い

第三版



平成22年2月

筑波大学産学連携本部

筑波大学におけるプログラム等と成果有体物の取扱い

はじめに

大学が社会からの多様な要請に応じて研究成果の移転を図っていくためには、基本的に知的財産の大学への帰属と管理の一元化が必要です。このような考え方に基づき、筑波大学は、平成16年1月には、「筑波大学知的財産ポリシー」を作成し、また、同年4月の国立大学法人化を契機に、知的財産規則、職務発明規程等の整備を進めてきました。

これまで、本学が制定した知的財産ポリシー及び知的財産規則等では、一部の知的財産については別に定めることとしておりました。そのため、知的財産委員会では、ワーキング・グループを設置し、特に、プログラム、データベース、デジタル・コンテンツ及びノウハウ並びに成果有体物について、検討を重ねるとともに、その結果をもとに、規則等の整備を進めてきました。本誌は、平成17年3月に、学内の教職員等の方々に広く理解を得られるよう作成したものです。

その後、本学の知的財産関連規則等の一部修正が行われ、あるいは新たに制定されたものも生じ、さらに平成21年4月から、新たに産学連携本部を設置しましたので、このたびこれらを収載した改訂版の第三版を作成することとしました。

これらの知的財産の取扱いについての理解のために、活用していただければ幸いです。

平成22年2月

産学連携本部長
(筑波大学研究担当副学長)
赤平 昌文



平成22年2月

筑波大学産学連携本部

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

February, 2010

Industry Relations and Technology Transfer Office
University of Tsukuba

1-1-1, Tennodai Tsukuba, Ibaraki 305-8577, JAPAN



目次

I. プログラム等の取扱い	2
1. プログラム等の取扱いの基本的考え方	2
2. プログラム等の定義	2
3. プログラム等の具体的な取扱い	3
4. プログラム等の取扱いの仕組み	4

II. 研究開発成果としての有体物の取扱い	5
1. 研究開発成果としての有体物の取扱いの基本的考え方	5
2. 研究開発成果としての有体物の定義	5
3. 研究開発成果としての有体物の具体的な取扱い	6
4. 研究開発成果としての有体物の取扱いの仕組み	7

プログラム等と成果有体物の取扱いに関するQ&A	8
-------------------------	---

(参考)

国立大学法人筑波大学知的財産規則	10
------------------	----

国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程	12
譲渡申出書(様式)	14
権利移転契約書(様式)	16

国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程	18
---------------------	----

国立大学法人筑波大学成果有体物取扱細則	20
成果有体物提供契約書(様式)	21
成果有体物提供・受入れ報告書(様式)	24
成果有体物処分(廃棄・学外持出し)申請書(様式)	25

I. プログラム等の取扱い 〈1〉

1. プログラム等の取扱いの基本的考え方

平成20年4月1日から改正・施行となった、本学の知的財産規則やプログラムの著作物等取扱規程、職務発明規程により、プログラム、データベース、デジタル・コンテンツ（論文、著書及び報告書を除く）及びノウハウについては、産業利用する場合は、大学に権利の譲渡を申し出ることになりました。

現在多くの国立大学法人等において、教員が職務として創作したプログラム、データベース、デジタル・コンテンツ及びノウハウについては、大学に権利を帰属させる取扱いとしています。

大学教員が、国や大学の資金を使って勤務時間中に大学で創作したプログラム等について、企業が対価を支払ってその使用を希望した場合、著作権が教員個人に帰属するために企業の支払う対価についてもすべて個人の収入として取り扱われることは、国民の納得を得難いと考えられるからです。

また、企業との共同研究や受託研究の契約においては、プログラム等に係る権利を確実に大学に帰属させる取扱いとすることができなければ、企業との契約を締結することに困難を生じています。

これらに対応するために、本学では、これら著作物等の創作者は、共同研究や受託研究の成果であったり、企業等に有償で使用許諾や譲渡をしようとするものに限り、「筑波大学に譲渡を申し出る」という、明確な取扱いとなったのです。

2. プログラム等の定義

プログラム

電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの（著作権法2条1項10号の2）

データベース

論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（同法2条1項10号の3）

デジタル・コンテンツ

デジタル化された情報のうち、プログラム及びデータベース以外のものであって、かつ、財産的価値のあるもの（知的財産規則2条1項4号）

ノウハウ

秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（同規則2条1項5号）



「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が、平成14年6月から施行されており、国立大学法人も、その有するコンテンツを広く国民が利用することができるよう、積極的な提供等に努めるものとされています。ただ、この法律は、コンテンツ産業を振興することを目的としているため、コンテンツの定義が大学で創作されるものと必ずしも合致しないものとなっています。



I. プログラム等の取扱い 〈2〉

3. プログラム等の具体的な取扱い

(1) 権利の帰属とその管理及び活用

大学の資金・施設・設備等を使用して創作したプログラム、データベース、デジタル・コンテンツ（論文・著書及び報告書を除く）及びノウハウ（以下「プログラム等」という。）であって、企業との共同研究または受託研究の成果であるもの又は企業に有償で利用許諾若しくは譲渡しようとするものについては、著作者等は大学に権利の譲渡を申し出るものとします。

○プログラム、データベース及びデジタル・コンテンツに関する規程等の改正の概要

（知的財産規則第4条、第6条、プログラムの著作物等取扱規程第2条、第4条、第5条、第6条の改正）

次の①と②又は①と③の要件を同時に満たす場合には、④となる

①大学の資金、施設・設備等を使用して創作したプログラム、データベース、デジタルコンテンツ又はノウハウ

②企業との共同研究又は受託研究の成果であるもの

③企業に有償で利用許諾又は譲渡しようとするもの

④著作者は大学に権利の譲渡を申し出るものとする

（注）

（1）大学の資金には大学が管理する資金も含まれます。

（2）論文、著書及び報告書は、上記①のデジタル・コンテンツから除外されます。

プログラム等の著作物について著作者等が大学に対して権利の譲渡を申し出なければならない場合は極めて限定されています。すなわち、大学の資金等により創作したものであっても、学内で使用する場合や他大学を含め学外者に無償で使用させる場合には、これまでどおり、譲渡を申し出る必要はありません。このような取扱いは、これまで本学で行われてきた取扱いをできるだけ尊重するとともに、現在の我が国の知的財産権法の考え方に基づくものであり、他大学と比較しても、著作者等の権利をより重視した取扱いとなっています。

(2) 関連する特許権等が本学に承継される場合の取扱い

プログラム等のうち、それに関連する特許権等の権利が本学に承継される場合には、当該プログラム等に係る知的財産権についても、本学に移転されることが望ましいといえます。特に、ノウハウについては、関連する特許権等と一体として利用される場合が多いので、その必要性は一層高いものと思われます。

(3) 産学連携本部による移転の適否の審査

教職員からプログラム等に係る権利の譲渡の申出があったときは、学長は権利の移転の適否の審査を産学連携本部に付託し、その結果に基づき移転を承認するかどうかの決定を行います。

(4) 権利移転契約の締結

学長がプログラム等に係る権利の移転を承認する旨の決定をしたときは、本学と当該権利の譲渡を申し出た教職員の間で、権利移転契約を締結することになります。



○著作者等に対する実施補償金の支払

著作者等に対する実施補償金の支払については、職務発明規程が準用されます。したがって、費用を超える収入が1億円以下の金額についてはその50%が、1億円を超える金額についてはその25%が著作者等に支払われることとなります。



I. プログラム等の取扱い 〈3〉

(5) 補償金の支払

本学に移転されたプログラム等に係る権利により登録の費用を超える収入を得た場合は、発明の場合におけると同様の実施補償金が著作者等に支払われることとなります。なお、著作者等が複数いるときは、それぞれの権利の持分に応じて支払われることとなります。

(6) 著作者人格権の取扱い

著作者の権利として、著作権法により公表権、氏名表示権、同一性保持権など、著作者の人格的利益を保護するための著作者人格権が認められています。著作者人格権は、一身専属的権利ですから譲渡したり、相続したりすることはできないと考えられています。著作者人格権の行使は、産業上の利用と衝突する場合のあることが懸念されますが、著作権法上は、プログラムについてのみより効果的な利用のための改変が認められている（同法20条2項3号）ほかは、立法的解決が図られていません。そこで、本学では、権利移転契約において、著作者が著作者人格権を行使しようとするときは、本学に事前に申し出るとともに、その取扱いについて本学と協議することが定められています。



4. プログラム等の取扱いの仕組み

I 原則

1. プログラム、データベース、デジタル・コンテンツ及びノウハウについては、産業利用する場合は、大学に譲渡を申し出る。

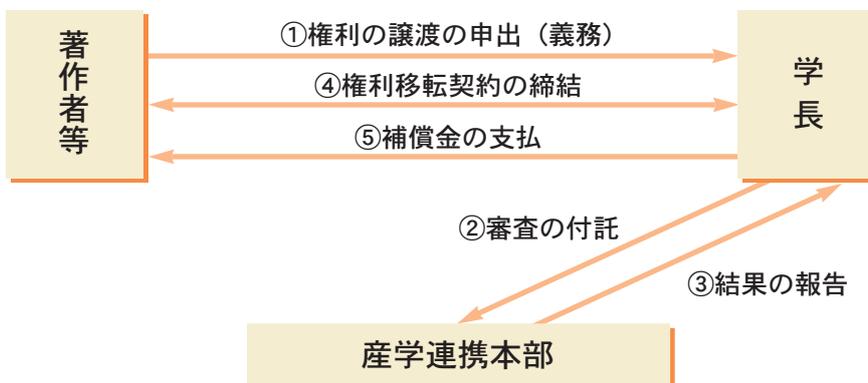
II 産業利用する場合

1. 著作者等は、プログラム等の権利の譲渡を学長に申し出る。
2. 学長は、産学連携本部の審査に基づき、権利の移転の是非を決定し、承認したときは速やかに著作者等との間で、権利移転契約を締結する。
3. プログラム等の権利により大学が収入を得た場合は、発明等の場合と同様に、著作者等に補償金を支払う。

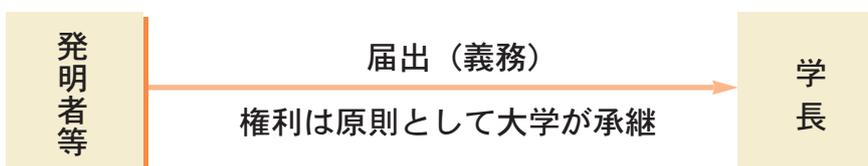
○意匠、商標、回路配置の取扱い

意匠、商標、回路配置については、知的財産規則の附則ではプログラム等と同様の取扱いをすることができることとされています。

プログラム等を産業利用する場合の取扱いの仕組み



参考：発明、考案、植物新品種の場合



Ⅱ. 研究開発成果としての有体物の取扱い 〈1〉

1. 研究開発成果としての有体物の取扱いの基本的考え方

大学における研究開発成果としての有体物（以下「成果有体物」という。）は、研究者の自由な発想の下に、創造的な学術研究を通じて生み出されてきたものです。そのため、これらの成果有体物は、これまで伝統的に、基本的には研究者が自ら管理し、その活用の際にも、研究者自身の判断によって、研究者相互に、原則として無償でやり取りされてきました。このように、研究者が自由に管理・活用することにより、学術研究の国際的な発展に寄与するとともに、研究者やその所属する大学等の研究機関も、それによって自らの研究が進展するという利益を得てきました。

しかしながら、他方では、大学で生み出される成果有体物の中には産業上利用可能性の高いものが含まれており、近年、それらを利用して事業化を進めたいと考える企業が増大するにいたりました。

また、一般的に、研究開発成果は、原始的には研究者に帰属すると考えられてきましたが、上記のような成果有体物の企業による産業上の利用の増加という事態を受けて、大学としても、成果有体物の組織帰属・組織管理のように組織的な対応をすることが求められるようになりました。

これらの状況を勘案すると、一方では、従来学術研究の場で行われてきた成果有体物に関する伝統的な管理・活用の方法を維持していく必要があるとともに、他方では、それらの成果有体物を利用したいと考える企業に対しては、大学として管理し、その責任のもとに活用を図っていくことが重要であると考えられます。

2. 研究開発成果としての有体物の定義

学術的・財産的価値その他の価値がある成果有体物（論文、講演その他の著作物に関するものを除く。）であって次の①から③に該当するもの

- ① 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- ② 研究開発の際に創作又は取得されたものであって①を得るのに利用されるもの
- ③ ①又は②を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

（例示）

材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種）

試作品、モデル

なお、ここでいう有体物とは、「空間の一部を占めて有形的存在を有するもの」をいう。

（文部科学省研究振興局「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」（平成14年7月31日）より）



○成果有体物の定義について

成果有体物の中には、著作物を除いて、「空間の一部を占めて有形的存在を有するもの」のすべてを含みますので、例えば、実験のデータを示した紙片や、CD-ROMなどの媒体も、含まれることになります。



II. 研究開発成果としての有体物の取扱い 〈2〉

3. 研究開発成果としての有体物の具体的な取扱い

(1) 権利の帰属

成果有体物は、原始的には研究者帰属になりますが、成果有体物の産業利用を促進するとともに、また、重要で価値のある学術財産を法人の財産として保護するために、学内規程により「原則として国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に帰属する」取扱いをしています。ただし、外部資金による研究で成果有体物の帰属に関し、これと異なる取扱いがなされている場合は、それによることとします。

(2) 管理及び活用

法人に帰属するとした成果有体物であっても、その維持・保管はその特性に応じて実質的に教員が行わざるを得ないことから、成果有体物の管理は教員が行うものとしています。また、これまで学術研究の場で自由に行われてきた成果有体物の交換を妨げることがないように、成果有体物を学術研究機関等へ提供すること及び学術研究機関等から受入れることは、原則として、教員の自由な判断に任せられています。ただし、学術研究機関等との間で成果有体物の提供又は受入れを行う場合に、当該機関等から大学との契約の締結を求められた場合は、相手側と協議し、大学が契約を締結することになります。

(3) 産業上の利用

企業等へ産業利用を目的として成果有体物を提供する場合（原則有償とする。）及び企業等から成果有体物を受入れる場合であって当該企業等から契約の締結を求められた場合は、大学と当該企業等との契約により成果有体物を提供し又は受入れることとしています。

(4) 管理に関する報告

教員は成果有体物の提供及び受入れの記録を年度毎にとりまとめ、所属長を経由して、学長に報告することが義務づけられています。

(5) 教員が異動した場合の取扱い

退職、転出などにより教員が大学から異動する場合は、当該教員が在職中に管理していた成果有体物は、法人と企業等との契約により法人が維持・保管等の義務を負うものを除き、別に定める手続により所属長の了承を得て処分できる取扱いとなっています。

(6) 補償金の支払

成果有体物の企業等への提供により法人に収入があった場合は、教員に補償金が支払われます。この場合の補償は、実施補償金が対象となり、発明に関する補償規定（本学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）第3章）が準用されます。



ここに挙げた取扱いの対象となる成果有体物は、学術的、財産的あるいはその他の価値のある成果有体物に限定されています。



Ⅱ. 研究開発成果としての有体物の取扱い 〈3〉

4. 研究開発成果としての有体物の取扱いの仕組み

I 原則

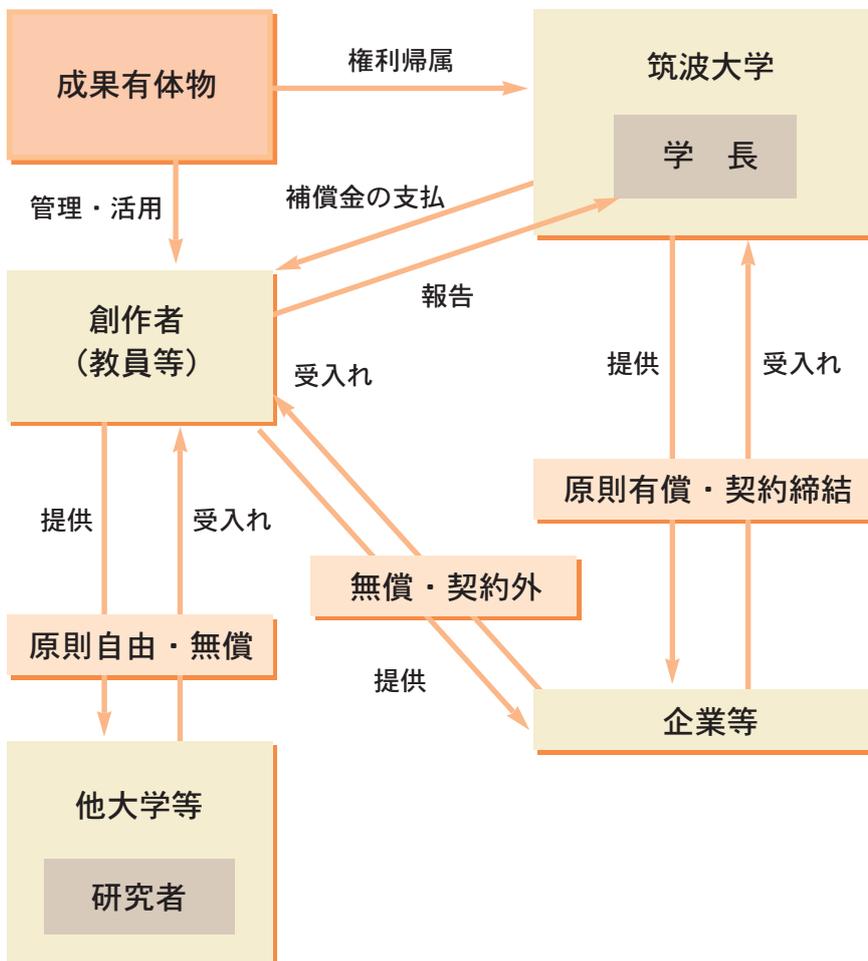
1. 成果有体物については、原則として法人に権利が帰属する。
2. 成果有体物については、原則としてその創作者が管理及び活用を行う。
3. 学術研究のために、研究者相互間で成果有体物をやり取りする場合は、創作者の自由な判断により無償で行うことができる。ただし、当該創作者は毎年1回学長にその結果を取りまとめ報告しなければならない。

Ⅱ 産業上の利用の場合

1. 企業等へ産業利用を目的として成果有体物を提供する場合は、原則有償として、法人と企業等が契約を締結する。
2. 企業等への成果有体物の提供により収入が得られた場合には、発明等の例と同様に、法人は創作者に補償金を支払う。この場合の補償は、実施補償金が対象となり、発明に関する補償規定（本学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）第3章）が準用されます。



成果有体物の取扱いの仕組み



○成果有体物の取扱いの考え方

成果有体物の取扱いの基本的考え方は、権利の帰属は大学とするが、その日常的な管理・活用は教員等に任せようというものです。ただし、企業等が利用したいと申し出てきたときは、原則有償とし、大学と当該企業等との間で締結した契約に基づいて提供することになります。



プログラム等と成果有体物の取扱いに関するQ&A

Q 1. プログラム、データベース、デジタル・コンテンツ等についての取扱いについて、平成20年度からどのように変更となったのか。また、改正の理由はなにか。

A 1. 発明と異なり、著作物には、著作者人格権といった著作者の一身専属権がかかわるため、これまで、著作権は、基本的にそれを創作した教職員個人に帰属していました。したがって、プログラム、データベース、デジタル・コンテンツの著作物の取扱いについては、「産業上の利用可能性が高い」ものについてのみ、「筑波大学に譲渡を申し出ることができる」という緩やかな規定となっていました。今回の改正では、これら3種類の著作物については、共同研究や受託研究の成果であったり、企業等に有償で使用許諾や譲渡をしようとするものに限り、「筑波大学に譲渡を申し出る」という、明確な取扱いとなったのです。こうした改正の背景には、現場の事情があります。例えば、企業と大学との共同研究等においては、そこから生じた著作物を大学に帰属させる取扱いにしなければ、法人同士の契約に一部個人の契約を混合させなければならなくなるなど、契約そのものが複雑化し、現実には契約締結が困難な状況に陥るなどの弊害が出ています。また、大学の資金、施設、設備を使用して行った研究について、学外で商業的使用が行われる場合、そこから生じた利益を個人が独占してしまうということになると、公的資金の使用に対する説明責任を果たすことができなくなる恐れがあります。このような問題に対する社会的認識も高まり、同様の改正が日本の多くの大学でなされるようになりました。

Q 2. 特定の条件に該当する著作物以外の著作物は依然として教職員個人に帰属しているのか。

A 2. そうです。プログラムやデータベースであっても、単に学内で利用するだけであったり、論文等で発表したり、他大学の利用に供したりするのであれば、従来どおり、個人の著作物として自由に利用することができます。デジタル・コンテンツについても同様です。また、論文や著作については、権利が個人帰属であることに変わりありません。

Q 3. プログラムの保護を求める方法としては、著作権による場合と特許権による場合の二通りあるようだが、これらにはどのような違いがあるのか。

A 3. 日本における法制度によるプログラムの保護の歴史は、1985年の著作権法の改正により、プログラムを著作物として明記したことに始まります（著作権法10条1項9号）。特許権に関しては、プログラムによって実現される方法や、プログラムを組込んだコンピュータによって実現される装置について、古くから認められていました。その後、1997年4月の特許庁の審査運用指針の改正により、プログラムを組込んだCD-ROMが認められ、2000年には同じく運用指針の改正によりプログラムそのものが特許権の対象として認められ、2002年には特許法そのものの改正により「物」にはプログラム等を含むという規定が盛り込まれるに至りました（特許法2条3項1号）。これにより、プログラムについては、著作権と特許権の双方によって保護が受けられるようになりました。

著作権と特許権は、前者が「思想又は感情を創作的に表現したもの」（著作権法2条1項1号）を保護するのに対して、後者は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（特許法2条1項）を保護の対象とする点が異なります。すなわち、著作権はプログラムの表現、言い換えればプログラムそのものを保護するのに対して、特許権の場合はプログラムのアルゴリズム、つまりプログラムの背後にある技術的アイデアを保護します。したがって、著作権では、保護を求めたいプログラムと全く同じプログラムでなければ権利を侵害しているとはいえないのに対して、特許権の場合は、アイデアについて特許を取っておけば、どういう表現形式、どういうプログラムであっても権利の侵害を主張できることとなります。このため、一般的には、プログラムについては、特許権による保護を受ける方が有利だと考えられますが、デッドコピーのような場合は、プログラムそのものの権利を侵害していることは明らかですから、このような場合は、著作権による保護を求めた方が迅速に救済を受けられることになります。

Q 4. デジタル・コンテンツとは何か。どうしてこれが知的財産関連の規則に入ることになったのか。

A 4. デジタル・コンテンツとは、デジタル化された情報のうち、プログラム及びデータベース以外のものであって、かつ、財産的価値のあるものと定義されています（知的財産規則2条1項4号）。コンテンツビジネスについては、その事業規模が大きく、かつ関連する産業分野が幅広いことから、我が国経済の牽引役として期待されていましたが、日本の産業に占める割合は国際平均をかなり下回っていました。そこで、政府でも、知的財産推進計画2004において「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」を重点事項として取上げ、その本格的展開に取り組んでいくこととなりました。また、2004年にはいわゆるコンテンツ法（正式には「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」という。）が議員立法で成立し、同年6月から施行されており、同法では、国立大学法人も、その有するコンテンツを広く国民が利用することができるよう、積極的な提供等に努めるものとされています。このように、今後、日本でもコンテンツビジネスが大きく発展していくことが予想され、他方、大学には優れたコンテンツ、特にデジタル・コンテンツが豊富に存在するものと思われまますので、大学としても、その取扱いの原則や、企業等からそれらを利用したいという申出があった場合の対応の仕方をあらかじめ決めておく必要があると考え、今回規程等を整備することとしたものです。

Q 5. 研究開発成果としての有体物（以下「成果有体物」という。）について、原則として大学帰属とする取扱いがなされることになったのは、どのような理由によるものか。

A 5. 一般的に、研究開発成果は原始的には研究者に帰属すると考えられます。それでも、研究開発成果について最終的な帰属を大学としたのは、以下のような理由によります。

研究開発成果の最終的な帰属については、第一に、その利用を促進することに配慮する必要があること、第二に、大学の研究開発成果創出に至るそれまでの貢献（例えば、研究開発費、研究用材料、研究開発のための施設・設備の提供など）にも配慮する必要があること、を踏まえて判断しなければなりません。また、現状では、成果有体物を最終的に研究者に帰属させた場合には、以下のような問題が生じるおそれがあります。

- (1) 成果有体物については、発明等と違い登録又は公示がなされないために、第三者からみた場合にその所有者が研究者自身なのか、あるいは大学なのかを外観で判断することができず、研究開発成果の円滑、かつ、適正な流通が妨げられる恐れがある。
- (2) 生物遺伝資源、計測データ等の研究開発成果が適正に管理されず、滅失・流出のおそれがある。
- (3) 知的財産の権利化や産業上の利用のための活動及び手続き、その他知的財産の管理・活用については、多くの時間や費用、労力を必要とし、個々の研究者が対応するには、相当の困難を生じる。
- (4) 成果有体物の創出に際しては、それまでに多額の公的資金が投入されてきている場合が多く、それらの権利を研究者に帰属させることに、国民の理解を得るのは困難である。

以上のような理由により、成果有体物に関しては、最終的な権利の帰属を大学とすることが最も適切であると判断したものです。ただし、成果有体物については、これまでも、学術研究の場においては、研究者間で、研究者自らの判断により、実質的に無償でやり取りされてきたという伝統があり、それによって学術研究の発展が促されてきたという面があります。したがって、成果有体物の日常的な管理・活用は、基本的には研究者自らの自由な判断に任せることとし、産業上の利用の目的で企業等に提供する場合のみ、原則有償とし、当該企業等と大学が契約を締結することとしました。

Q 6. 研究者が退職等により大学を離れることになった場合には、成果有体物の取扱いはどうなるのか。

A 6. 研究者が退職等により大学を離れることになった場合には、当該研究者は、原則としては、成果有体物を自ら処分することができることとなります。すなわち、自由に廃棄したり、あるいは新しい転任先の大学等に持参することもできます。

ただし、研究者が大学を離れるケースについては、さまざまな形態を考えることができ、例えば、企業に就職するために退職することもあり得ます。このような場合にも、当該研究者は、自由に成果有体物を大学から持ち出して、企業での産業上の利用に供することができる」とすると、当該研究者が大学に所属したままで、成果有体物を産業上の利用の目的で企業に提供する場合の取扱い、すなわち、原則として有償で、かつ、大学と企業との契約により提供することができる」としていることとの均衡を失うこととなります。そこで、退職等の場合の成果有体物の処分については、所属長の下承が必要であるという取扱いをしています。

(参考)

国立大学法人筑波大学知的財産規則

平成16年4月1日

法人規則第12号

改正 平成16年法人規則第25号
平成16年法人規則第27号
平成16年法人規則第35号
平成16年法人規則第41号
平成17年法人規則第3号
平成17年法人規則第38号
平成19年法人規則第45号
平成20年法人規則第26号

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における知的財産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における前記各権利に相当する権利
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - (4) 著作物（プログラムの著作物及びデータベースの著作物を除き、デジタル化されたものに限る。）であって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「デジタル・コンテンツ」という。）の著作権及び外国における上記権利に相当する権利
 - (5) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）に関し法律上保護される利益に係る権利
 - (6) 研究開発成果としての有体物に関し法律上保護される利益に係る権利
- 2 この法人規則において「知的財産」とは、発明、考案、意匠、商標、回路配置、植物の新品種、プログラムの著作物、データベースの著作物、デジタル・コンテンツ、ノウハウ及び研究開発成果としての有体物をいう。

(知的財産に係る業務を行うための特別な組織)

- 第3条 法人に、知的財産の創出、取得及び活用を一体的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置く。
- 2 前項の特別な組織の組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(届出等)

- 第4条 職員は、発明をしたとき、考案をしたとき又は植物の新品種を育成したときは、速やかに、学長にその旨を届け出るものとする。
- 2 職員は、法人の資金（法人が管理する資金を含む。）、施設、設備その他の資源（以下この項において「法人の資源」という。）を使用して創作したプログラムの著作物、データベースの著作物若しくはデジタル・コンテンツ（論文、著書及び報告書を除く。）又は法人の資源を使用して創出したノウハウであって、共同研究若しくは受託研究の成果であるもの又は企業等に有償で利用許諾若しくは譲渡しようとするものについては、学長に対し、それらに係る知的財産権の譲渡を申し出るものとする。
 - 3 第1項の届出及び前項の申出の手続については、それぞれ法人規程で定める。

(審査の付託及び決定)

- 第5条 学長は、職員から前条第1項の届出があったときは、当該知的財産に係る知的財産権について、法人への承継の適否に関する審査を、第3条の特別な組織に付託するものとする。
- 2 前項の規定は、職員から前条第2項の届出があったときの法人への当該知的財産権の移転の適否に関する審査に

ついて準用する。

- 3 学長は、前2項の審査の結果に基づき、それぞれ、知的財産権の承継又は移転の適否について決定を行い、速やかに、その結果を当該職員に通知するものとする。

(補償金)

第6条 学長は、法人が承継し、又は移転を受けた知的財産権について、その登録、実施又は処分により収入を得た場合で、当該知的財産を創出した者（次項において「創出者」という。）からの請求があったときは、予算の範囲内で補償金を支払うことができる。

- 2 前項の補償金については、創出者の申出により、その一部又は全部を法人の予算として配分を受けることができる。
- 3 第1項の補償金の種類、額及びその取扱い並びに前項の申出の取扱いに関し必要な事項は、法人規程で定める。

(発明、考案、植物の新品種等に係る取扱い)

第7条 前3条に規定するもののほか、知的財産のうち、法人の業務に関し行った発明、考案及び植物の新品種並びにプログラムの著作物、データベースの著作物、デジタル・コンテンツ及びノウハウに係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ法人規程で定める。

(知的財産権の管理)

第8条 知的財産権の管理については、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成16年法人規則第19号）の定めるところによる。

(受託研究又は共同研究における知的財産権の取扱い)

第9条 受託研究又は共同研究における知的財産権の取扱いについては、この法人規則に定めるもののほか、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号）の定めるところによる。

(法人規程等への委任)

第10条 この法人規則に定めるもののほか、知的財産の取扱いに関し必要な事項は、法人規程又は法人細則で定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 知的財産のうち、意匠、商標、回路配置については、当分の間、第4条第2項及び第3項、第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条の規定を準用することができる。

附 則（平16.4.15法人規則25号）

この法人規則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則（平16.4.22法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平16.5.27法人規則35号）

この法人規則は、平成16年5月27日から施行する。

附 則（平16.7.29法人規則41号）抄

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則（平17.2.24法人規則3号）

この法人規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平17.3.24法人規則38号）

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平19.7.20法人規則45号）

この法人規則は、平成19年7月20日から施行する。

附 則（平20.3.31法人規則26号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程

平成17年2月24日

法人規程第5号

改正 平成20年法人規程第29号

平成21年法人規程第33号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 譲渡契約（第4条－第6条）
- 第3章 補償金（第7条－第9条）
- 第4章 雑則（第10条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員（以下単に「職員」という。）が創作したプログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタル・コンテンツ並びに職員が創出したノウハウ（以下「プログラムの著作物等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法人規程において「著作者等」とは、プログラムの著作物等を創作又は創出した職員をいう。
2 この法人規程において「プログラムの著作物等に係る権利」とは、プログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタル・コンテンツ（論文、著書及び報告書を除く。以下同じ。）に係る著作権並びにノウハウに関し法律上保護される利益に係る権利をいう。

（権利の帰属）

第3条 プログラムの著作物等に係る権利は、著作権法（昭和45年法律第48号）第15条第2項の規定に該当して法人がプログラムの著作物について著作者となる場合を除き、著作者等に帰属する。

第2章 譲渡契約

（譲渡の申出）

第4条 知的財産規則第4条第3項の法人規程で定める申出の手続は、別記様式第1号の譲渡申出書により、所属長を経て学長に申し出ることにより行うものとする。

（移転の適否の決定）

第5条 学長は、知的財産規則第4条第2項の申出に基づくプログラムの著作物等に係る権利の法人への移転の適否について、産学連携本部（産学連携本部規程（平成21年法人規程第31号）第1条に規定するものをいう。）の審査結果に基づき、決定を行うものとする。

（契約の締結）

第6条 学長は、前条の規定によりプログラムの著作物等に係る権利の法人への移転を承認する旨の決定をしたときは、当該権利がプログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタル・コンテンツに係る権利である場合にあっては別記様式第2号の権利移転契約書、ノウハウに係る権利である場合にあっては別記様式第3号の権利移転契約書により、速やかに、法人と著作者等との間で、当該権利の移転に関する契約を締結するものとする。

第3章 補償金

（補償金の支払）

第7条 知的財産規則第6条第3項の補償金の種類は、プログラムの著作物等に係る権利の実施又は処分により当該権利の登録に要した経費を超える収入を得た場合において著作者等から請求があったときに支払う実施補償金とする。
2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分を受けることができるのは、前項の実施補償金が支払われる場合に限るものとする。
3 知的財産規則第6条第2項の申出は、著作者が第9条第1項又は同条第2項の規定に該当することとなったとき

は、補償金への変更の申出があったものとみなす。

4 実施補償金の額は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2を準用して算出した額とする。

（共同著作者等に対する補償金）

第8条 実施補償金は、当該補償金を受ける権利を有する著作者等が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

（転退職又は死亡の場合の補償金）

第9条 実施補償金を受ける権利は、当該権利を有する著作者等が転職し、又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する著作者等が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

第4章 雑則

（法人細則への委任）

第10条 この法人規程に定めるもののほか、プログラムの著作物等に係る権利の取扱いに関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平20.3.31法人規程29号）

1 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等に係る権利の移転に関する契約細則（平成17年法人細則第5号）は、廃止する。

附 則（平21.5.28法人規程33号）

この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

譲渡申出書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

所属研究科・専攻

住所

氏名

印

国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程（平成17年法人規程第5号）第4条の規定に基づき、下記の権利を国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）に譲渡することを申し出ます。

記

権利の概要

1. プログラムの著作物等の名称：
2. 著作者等

著作者等	氏名	所属・職名	貢献度
学内代表著作者等	印		%
学内共同著作者等	印		%
	印		%
学外共同著作者等	印		%
	印		%

（著作者等が複数いる場合には、学内代表著作者等は共同著作者等及びその貢献度について調整の上、提出してください。）

申出者連絡先（Eメールアドレス： 内線 ）

3. 他の知的財産権との関係
（関係がある場合は、当該権利の種類、名称、帰属関係等を記入してください。）
4. 学外共同著作者等との関係
（学外共同著作者等がいる場合には、当該者と共同研究中かどうか、契約書があるかどうかなどを記入してください。）
5. ライセンスの方針及び形態
（相手先を指定したいのか、本学に一任するのか、プログラムの著作物等の書換えを認めるのかなどを記入してください。）
6. 創出に使用した研究費（※JST又はNEDO等の経費であればその旨記入してください。）

使用した研究経費	研究経費総額	創出に要した金額	使用年度
運営費交付金			
寄附金			
学外共同研究費			
受託研究費（※ ）			
文部科学省科学研究費			
私費			
その他（ ）			
合計			

7. 使用した研究施設及び設備（当該施設・設備を所有している組織等）
8. プログラムの著作物等の概要（「別紙」に記入してください。）
9. その他の参考事項

プログラムの著作物等の概要

申出者所属研究科・専攻		申出者氏名		申出年月日	
項 目		内 容			
【プログラムの著作物等の名称】					
【技術分野】 ・何についてのプログラムの著作物等なのか を記入すること。					
【プログラムの著作物等の概要と特色】					
【産業上の利用可能性】 ・このプログラムの著作物等が活かされる用 途を記載すること。					

支援室	受付年月日	産学連携課 知的財産担当	受付年月日	知的財産委員 会委員長	決裁年月日	最終処分	認識番号

権利移転契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、第1条に規定する権利の移転について、次のとおり合意したので、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（権利の特定）

第1条 本契約の対象とする権利には、乙が、国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程（平成17年法人規程第5号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定に基づき、甲に譲渡することを平成 年 月 日付で学長に対し申し出たもので、その名称は以下のとおりであるものとする。
プログラムの著作物等（ノウハウを除く。）の名称：

（権利の移転）

第2条 前条に規定する権利については、本契約により、乙から甲に移転するものとする。

（権利の登録）

第3条 甲は、第1条に規定する権利について、必要に応じ、自らの費用により、著作権の登録の措置を講じるものとする。

（著作者人格権の行使の申出）

第4条 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しようとするときは、事前に甲に申し出るとともに、その取扱いについて、甲と協議するものとする。

（甲の義務）

第5条 甲は、本契約により譲渡された権利に関しては、自らの費用と責任において、管理及び活用を行い、その早期の事業化に努めるものとする。

（補償）

第6条 甲は、本契約により譲渡された権利に関して、その実施許諾又は譲渡等により収益を得たときは、その利益を乙に配分するものとする。
2 前項の規定により、甲が乙に利益を配分するに当たっては、取扱規程第7条第4項の規定により、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2を準用するものとする。

（損失補償）

第7条 乙は、甲が本契約により譲渡された権利について第三者から乙の故意又は過失に起因して著作権侵害の訴え等を受けたときは、甲が被った損失及び費用（訴訟費用、弁護士費用等を含む。）を補償するものとする。

（協議）

第8条 甲及び乙は、本契約に規定していない事項が発生し、又は本契約の規定に疑義を生じたときは、信義誠実の原則に従って協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

権利移転契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、第1条に規定する権利の移転について、次のとおり合意したので、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（権利の特定）

第1条 本契約の対象とする権利には、乙が、国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程（平成17年法人規程第5号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定に基づき、甲に譲渡することを平成 年 月 日付で学長に対し申し出たもので、その名称は以下のとおりであるものとする。
ノウハウの名称：

（権利の移転）

第2条 前条に規定する権利については、本契約により、乙から甲に移転するものとする。

（甲の義務）

第3条 甲は、本契約により譲渡された権利に関しては、自らの費用と責任において、管理及び活用を行い、その早期の事業化に努めるものとする。

（補償）

第4条 甲は、本契約により譲渡された権利に関して、その実施許諾又は譲渡等により収益を得たときは、その利益を乙に配分するものとする。
2 前項の規定により、甲が乙に利益を配分するに当たっては、取扱規程第7条第4項の規定により、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2を準用するものとする。

（損失補償）

第5条 乙は、甲が本契約により譲渡された権利について第三者から乙の故意又は過失に起因して不正競争による営業上の利益侵害の訴え等を受けたときは、甲が被った損失及び費用（訴訟費用、弁護士費用等を含む。）を補償するものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙は、第1条に規定する権利について、甲の事前の同意を得た場合を除き、その秘密を保持しなければならない。

（協議）

第7条 甲及び乙は、本契約に規定していない事項が発生し、又は本契約の規定に疑義を生じたときは、信義誠実の原則に従って協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程

平成17年3月24日
法人規程第37号
改正 平成20年法人規程第30号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 提供及び受入れ（第5条－第10条）
- 第3章 補償（第11条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条－第16条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 第2条 この法人規程において「有体物」とは、空間の一部を占めて有形的存在を有するものをいう。
- 2 この法人規程において「成果有体物」とは、学術的価値、財産的価値その他これに準じる価値のある材料、試料（微生物、植物、土壌及び岩石を含む。）、試作品、モデル品その他の有体物（論文その他の著作物に関するものを除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- （1）研究開発の際に創作又は取得されたものであって、当該研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - （2）研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号に規定するものを得るために利用されたもの
 - （3）前2号に規定する創作又は取得に際し派生して創作又は取得されたもの
- 3 この法人規程において「創作者」とは、職員のうち成果有体物を創作又は取得した者をいう。
- 4 この法人規程の適用については、成果有体物の子孫又は増殖物は、成果有体物とみなす。

（権利の帰属）

第3条 職員が研究開発その他の職務の過程において、法人の施設、設備又は経費を使用して創作又は取得した成果有体物については、原則として、法人に当該成果有体物に係る権利が帰属するものとする。

（成果有体物の管理）

第4条 法人に権利が帰属する成果有体物については、当該成果有体物の創作者が、その管理を行うものとし、創作者は、当該成果有体物を、その特性に応じて適切に維持、保管しなければならない。

第2章 提供及び受入れ

（学術研究を目的とする提供又は受入れの取扱い）

第5条 創作者は、学術研究のために必要があると判断した場合には、法人の職員又は法人以外の機関との間で、成果有体物の提供（譲渡又は貸付をいう。以下同じ。）又は受入れ（譲渡又は貸付を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができる。

第6条 前条の規定により創作者が法人以外の機関との間で成果有体物の提供又は受入れを行う場合において、当該法人以外の機関が法人との契約の締結を求めるときは、法人と法人以外の機関との契約に基づき、これを行うものとする。

（産業利用を目的とする提供の取扱い）

第7条 創作者は、産業利用のために必要があると判断した場合には、法人以外の機関等に対し、成果有体物の提供を行うことができる。

第8条 前条の規定による成果有体物の提供を行う場合は、原則として有償とするものとし、法人と法人以外の機関等との契約に基づき、これを行うものとする。

（法人以外の機関において創作又は取得した成果有体物の取扱い）

第9条 職員は、法人以外の機関において成果有体物を創作若しくは取得し、又はそれに関わる情報を知り得た場合

には、当該法人以外の機関の定めるところにより、当該成果有体物を適切に取り扱わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、法人以外の機関において自ら主体となって行った研究開発により創作又は取得した成果有体物については、当該法人以外の機関の定めるところにより許容される範囲内で、当該成果有体物に係る権利等の確保のための適切な要求をしなければならない。

(提供及び受入れの制限)

第10条 職員は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該成果有体物の提供又は受入れを行ってはならない。

- (1) 関係法令又は法人規則等に違反するもの
- (2) 国及び法人の定める倫理指針に違反するもの
- (3) 法人以外の機関の研究者が創作又は取得したものであって、当該法人以外の機関において提供が禁止されているもの
- (4) 個人の情報が特定され得るもの
- (5) 生命に対し危険が生じるおそれのあるもの又は環境に重大な影響を与えるおそれのあるものであって、その安全対策及び防止対策が確保されていないもの
- (6) その他法人が提供又は受入れを禁止したもの

第3章 補償

(補償金の支払)

第11条 法人は、第8条に規定する契約により得た収入から創作者が成果有体物の創作又は取得に要した法人の経費を控除した金額が10万円を超える場合において、当該創作者から請求があったときは、実施補償金を支払うものとする。

2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分を受けることができるのは、前項の実施補償金が支払われる場合に限るものとする。

3 知的財産規則第6条第2項の申出は、創作者が第13条第1項又は第2項の規定に該当することとなったときは、変更の申出があったものとみなす。

4 実施補償金の額は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2を準用して算出した額とする。

(共同創作者に対する補償)

第12条 前条第1項の実施補償金は、当該実施補償金を受ける権利を有する創作者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡した場合の補償)

第13条 第11条第1項の実施補償金を受ける権利は、当該権利に係る創作者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する創作者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第4章 雑則

(報告)

第14条 創作者は、第5条の規定に基づく成果有体物の提供又は受入れ（職員との間における提供又は受入れを除く。）を行った場合は、毎年度、当該提供又は受入れに係る記録を取りまとめ、法人細則で定める様式により、所属長を経て学長に報告するものとする。

(退職に伴う成果有体物の処分)

第15条 創作者は、退職により法人の職員としての身分を失ったときは、当該法人の職員であった期間中に創作又は取得した成果有体物について、法人細則で定める様式により、所属長の了承を得て、処分することができる。

(法人細則への委任)

第16条 この法人規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平20.3.31法人規程30号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

国立大学法人筑波大学成果有体物取扱細則

平成17年3月24日
法人細則第11号
改正 平成18年法人細則第26号

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程（平成17年法人規程第37号。以下「成果有体物取扱規程」という。）第16条の規定に基づき、成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 成果有体物取扱規程第8条に規定する契約に係る契約書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。ただし、当該様式によりがたい場合にあつては、法人と法人以外の機関との協議により、作成するものとする。

(学長への報告に係る様式等)

第3条 成果有体物取扱規程第14条に規定する法人細則で定める様式は、別記様式第2号のとおりとする。

2 成果有体物取扱規程第14条に規定する報告は、当該成果有体物の提供又は受入れのあった年度の翌年度の4月末日までに行わなければならない。

(退職に伴う成果有体物の処分に係る様式)

第4条 成果有体物取扱規程第15条に規定する法人細則で定める様式は、別記様式第3号のとおりとする。

附 則

この法人細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平18.7.5法人細則26号）

この法人細則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学成果有体物取扱細則の規定は、同年7月1日から適用する。

成果有体物提供契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の職員が創作又は取得した成果有体物を乙に提供するに当たり、以下のとおり成果有体物提供契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（成果有体物の提供）

第1条 甲は、乙に対し、別紙に規定する条件において成果有体物を提供する。

2 甲は、乙に対し、当該成果有体物に関連する情報であって、研究の実施に当たり必要と判断するものを開示するものとする。

（代金の支払）

第2条 乙は、別紙に規定する成果有体物の提供代金を、当該成果有体物を受領した日の翌日から起算して30日以内に甲の指定する銀行口座に支払うものとする。

2 乙は、納付期限までに納付しないときは、甲に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年5パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（契約保証金）

第3条 契約保証金については、免除する。

（成果有体物の受領）

第4条 乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、成果有体物の引渡し等に要する費用を負担するものとする。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、提供を受けた成果有体物を別紙に規定する目的以外に使用してはならないものとし、当該成果有体物を第三者に提供し、及び臨床目的に使用してはならない。

（秘密保持）

第7条 本契約において秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものとし、乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約により甲から提供又は開示を受けた成果有体物に係る秘密情報のすべてを秘密にしなければならない。

(1) 甲から乙に対し、秘密である旨の表示がなされた書類・図面・写真・磁気テープ・フロッピーディスク等により開示された情報

(2) 甲から乙に対し、秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、かつ、開示後30日以内にその要旨を書面で交付された情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に当たらないものとする。

(1) 甲から提供又は開示を受けた時点で、既に乙の所有に属するものであって、書面でこれを証明できるもの

(2) 甲から提供又は開示を受けた時点で、既に公知であるもの

(3) 甲から提供又は開示を受けた後において、第三者の公表により、又は乙の責に帰すべからざる事由により公知となったもの

(4) 甲から開示を受けた後において、正当な権限を有する第三者から、乙が秘密保持の義務を負うことなく入手したもの

(5) 甲から提供を受けた情報に基づかないで、乙において独自に開発又は取得した情報であって、これを書面で証明できるもの

(6) 甲から事前に第三者への開示について、書面により承諾を得たもの

（研究成果の公表等）

第8条 乙は、提供を受けた成果有体物に係る研究成果又は成果有体物を基礎とする研究成果の公表を行うときは、甲に対し、事前に書面により公表の方法及びその内容を通知するものとする。

2 公表を行うに当たり、乙は甲から提供を受けた成果有体物に係る研究成果又は成果有体物を基礎とする研究成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 乙は、甲から提供を受けた成果有体物に係る秘密情報の内容を公開しようとするとき、又は成果有体物に関連した発明若しくは考案を出願しようとするときは、甲と事前に、権利の帰属、持分及び出願手続等について協議するものとする。

2 甲は、乙が提供を受けた成果有体物に関連して改変をなした場合には、その権利の帰属及び取扱いについて、乙と協議の上、決定するものとする。

(非保証)

第10条 甲が提供した成果有体物は、研究開発の際に生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対し、明示・黙示を問わず一切の保証をしないものとし、甲は乙の成果有体物の保有及び保有により発生したいかなる結果についても責任を有せず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。

(契約の終了)

第11条 本契約の有効期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。ただし、甲及び乙が協議の上、当該期間を延長又は短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条の規定は、契約終了後も〇年間有効とし、第9条及び前条の規定の効力は消滅しないものとする。

(契約終了後の成果有体物の取扱い)

第12条 乙は、本契約が終了したときは、別紙に規定する方法により成果有体物を取扱うものとする。ただし、秘密情報については、甲の指示に基づき、当該秘密情報を保有する書類・図面・写真・磁気テープ・フロッピーディスク等を廃棄又は返却するものとする。

(契約解除)

第13条 甲は、乙が成果有体物の提供代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないときは、甲又は乙の一方から本契約を解除することができる。

(誠実義務)

第14条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄)

第15条 本契約は、日本国法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当理事 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

別紙

提供を行う成果有体物の条件	
項 目	内 容
成果有体物の名称及び内容（数量）	
提 供 代 金（円）	
成果有体物の使用 目的等	研究開発を実施する 部署
	使 用 目 的
本契約終了後の成果有体物の取扱い	

成果有体物提供・受入れ報告書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

所属研究科・専攻・氏名

印

成果有体物を以下のとおり提供又は受入れましたので、報告します。

期 間		平成 年 月 ~ 平成 年 月							
提供（法人以外の機関へ提供を行った実績を記入する。）					受入れ（法人以外の機関から受入れを行った実績を記入する。）				
年 月 日	成果有体物の名称	数 量	提供先の機関・研究者等の名称	理由他	年 月 日	成果有体物の名称	数 量	受入れ先の機関・研究者等の名称	理由他

成果有体物処分（廃棄・学外持出し）申請書

平成 年 月 日

〇〇研究科長 殿

所属研究科・専攻・氏名

印

平成 年 月 日付けで国立大学法人筑波大学を退職いたします。つきましては、国立大学法人筑波大学に在職した期間中に創出又は取得した成果有体物について、下記のとおり処分（廃棄・学外持出し）いたしますので、承認願います。

廃 棄		学外持出し		
成果有体物の名称	数 量	成果有体物の名称	数 量	持出し先の機関の名称



「筑波大学におけるプログラム等と
成果有体物の取扱い」第三版

平成17年3月 第一版

平成18年11月 第二版

平成22年2月 第三版

筑波大学産学連携本部



(問合せ先)

筑波大学研究推進部産学連携課

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

TEL 029-853-2907、2908

FAX 029-853-6565

E-mail: chizai@ilc.tsukuba.ac.jp

発行責任者 赤平 昌文 (産学連携本部長／研究担当副学長)

<http://www.tsukuba.ac.jp/>

February, 2010
Industry Relations and Technology Transfer Office
University of Tsukuba